

独島教育の副読本『独島を正しく知る』（東北アジア歴史財団編）の問題点

2017. 10. 29（下條）

1. 発端としての平成 21 年度版『中学学習指導要領解説社会編』（文部科学省・2008 年）

(1) 北方領土（歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島）や竹島について、それぞれの位置と範囲を確認させるとともに、我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについての的確に扱い、我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。（「地理的分野」49 頁）

(2) 「領土の画定」では、ロシアとの領土の画定をはじめ、琉球の問題や北海道の開拓を扱う。その際、我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯にも触れる。（「歴史的分野」99 頁）

(3) 固有の領土である北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることを理解させる。（「公民的分野」141 頁）

2. 韓国文化教育部「小・中・高等学校独島教育の内容体系」（2011 年 2 月）公表

(1) 独島教育の目的

独島が歴史的、地理的、国際法的に我が国の領土である根拠を正確に体系的に理解し、我が領土に対する守護の意志を持ち、未来志向的な韓日関係に適合した民主市民意識を涵養する。

(2) 独島教育の目標

独島に対する理解と歴史的淵源をよく見て独島に対する関心と愛情を持ち独島が歴史的、地理的、国際法的に我が領土である根拠を正確に体系的に理解する。

(3) 学校級別独島教育の目標

【小学校の独島教育目標】

独島の自然環境と地理的特性を中心に勉強して、独島の重要性を知り独島に対する関心と愛情を持つ

- ① 独島の自然観起用及び地理的特性に対する基本的理解
- ② 独島の重要性と独島の歴史的、環境的、政治、軍事的、経済的価値の理解
- ③ 独島に対する持続的な関心を持つ意味と方案の探索

【中学校の独島教育の目標】

独島が歴史的、地理的、国際法的に我が領土である根拠を正確に体系的に理解

し、客観的、論理的に説明することができる

- ① 独島の歴史と関連した地図及び文献に対して理解
- ② 独島に対して日本の侵奪過程と日本の主張の虚構性の把握
- ③ 独島の領有権に対する客観的で論理的な主張能力の伸長
- ④ 我が領土独島を知らせる活動の意味と効果的な参加方案の探索

【高等学校の独島教育の目標】

独島守護の意志を持ち、未来志向的な韓日関係に適合した領土観と歴史観を確立する

- ① 独島が我国で持つ歴史・地理的及び政治・軍事的・経済的意味の把握
- ② 独島守護活動の現況の把握と積極的な参与方案の模索
- ③ 未来志向的な韓日協力関係構築のための活動方案の模索

3. 2011年12月、「東北アジア歴史財団」が独島教育の副教材開発

- (1) 小・高生対象の副教材『独島を正しく知る』（2011年）刊行
- (2) 中学生用の副教材『永遠の我が領土独島』（2011年）刊行

『日本人が知らない10の独島の真実』（東北アジア歴史財団、2011年）、『古地図に現われた東海と独島』（東北アジア歴史財団、2010年）、『行きたい我が領土独島』（国立中央博物館、2006年）等を参考に編纂→2013年版・2014年版・2015年版・2016年版・2017年版

- (3) 学習指導参考書→東北アジア歴史財団編『我が領土独島に会う』（2011年版・2015年版）、東北アジア歴史財団編『独島教授学習課程案及び学習誌』（2013年版/小・中・高）、文教部・京畿道教育庁編『自由学期制独島教育プログラム』（2016年版）

① 2011年度版『永遠の我が領土独島』中学生用

独島に対する日本の挑発を鎮め、独島が我が国の領土ある認識を日本は勿論のこと、国際社会に拡散させるためには、まず我々が独島に対して、正しく知らなければならない。事実を正しく知れば論理的に主張ができ、相手方を説得することができるからだ。（中略）日本の挑発に効果的に処置するためには、我々も日本以上に緻密で持続的な方法で対応しなければならない。

② 2011年度版『独島を正しく知る』高校用

日本は韓国を植民地化する過程で独島を強奪したことがあり、解放後から今まで、独島を自国の領土だとして強弁している。また最近では日本の次の世代を担う小・中・高校生たちは、独島は日本の領土だと教育を受けている。しかし独島は大韓民国固有の領土であり、独立と主権の象徴である。そこで我々はやむを得ず、「独島は日本の領土」という教育を受けて育つ日本人に対して、独島が韓国の領土であるということを歴史的、国際法的に、そして地理的に説明しなければならない状況に置かれているといわざるを得ない。

#### 4. 独島教育の現状、2017 年度版『永遠の我が領土独島』（学習目標）

##### (1) 小学校

- ① 「多様な資料を通じて独島が我が国の領土であることを知る」
- ② 「日本の間違った主張について根拠を挙げて語ることができる」

##### (2) 中学校

- ① 「日本の独島侵奪過程の不法性を説明することができる」
- ② 「日本の主張に対して、我国と日本の資料で反駁することができる」

##### (3) 高等学校

- ① 「近現代の法令資料を根拠に独島側が領土である理由を説明ができる」
- ② 「独島に対する正しい情報を知らせる効果的な方法を考案することができる」

#### 5. 日本政府、平成 29 年度版『学習指導要領』に竹島問題を初めて記載

- (1) 「竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるにすること」（地理的分野 31 頁）

「富国強兵・殖産興業政策」については、（中略）領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れると共に、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること」（歴史的分野 41 頁）

「また、『領土（領海、領空を含む。）、国家主権』については関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島を巡り解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること」（公民的分野 47 頁）

- (2) 平成 29 年度版『学習指導要領』に対し、韓国の中学生からの手紙（全羅道咸平郡）
- (3) 韓国の大学生、島根県竹島資料室訪問（夏休み期間中に 2 組来室）
- (4) 島根県浜田市及び松江市にて先生方を対象とした勉強会（9 月 11 日・12 日）
  - ① 『不条理とたたかう』（文藝春秋版）配付
  - ② 2017 年度版『独島を正しく知る』（中学生用）の論駁を目的に刊行
- (5) 内閣官房領土・主権対策企画調整室主催  
「平成 29 年度領土・主権に関する教員等セミナー」実施
  - ① 2017 年 10 月 16 日～18 日（埼玉県内）
  - ② 各都道府県の教育関係者対象

#### 6. 戦略的対応の欠如と侵され続ける日本の国家主権